

むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例取扱基準

平成29年3月29日

むつ市告示第37号

(目的)

第1条 この取扱基準は、むつ市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成29年むつ市条例第3号。以下「条例」という。）の取扱基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 条例第4条に規定する公益上やむを得ない場合における建築物とは、条例の規定により設置される建築物をいう。

附 則

この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。